

就労意欲喚起等支援事業の実施について

セーフティネット支援対策等事業費補助金
(21年度予算案 210億円)のメニュー事業

既存の就労支援メニュー

生活保護受給者等就労支援事業による就労支援

対象者：就労意欲が高い者・就労阻害要因がない者
実績：支援対象者数7,487人 就職3,865人 (20年4月～12月)

就労支援専門員を活用した福祉事務所の自立支援プログラムによる就労支援

対象者：就労意欲・就労能力を有する者
実績：参加者33,408人 就職・増収9,328人 (20年4月～12月)

就労意欲や生活能力・就労能力が低いなど就労に向けた課題を多く抱える者等を対象とした支援メニューの追加

対象者

- ①就労意欲や生活能力・就労能力が低い、就労経験がないなどの就労に向けた課題をより多く抱える被保護者
- ②就労意欲や生活能力・就労能力が特に低いなど個別性の高い支援が必要である被保護者、ハローワークの活用が困難な地域の被保護者、就労支援専門員が配置されていない福祉事務所の被保護者

支援項目

- ①就労意欲喚起のためのカウンセリング、②生活能力向上のための訓練、③就労能力向上のための職業訓練、④職業紹介、⑤就職活動支援、⑥離職防止支援 など

委託先

民間職業紹介事業者、NPO法人等

生活能力・就労能力
就労意欲

低

既存のメニューへスムーズな移行

V 生活保護費負担金について

1 平成21年度補正予算案について

- 保護費負担金については、直近の被保護人員の伸び等を踏まえ、平成21年度当初予算においては、2兆585億円を計上したところである。

しかし、最近の厳しい雇用失業情勢の中、被保護人員の伸び率は、平成20年に入ってから上向き気味となり、7月以降は更なる増加傾向が見られた。

平成20年11月から平成21年1月の保護率については、0.1%づつ増加している。

※平成21年1月の被保護人員の伸び率は、対前年同月比で104.0%

※平成20年11月 12.5%、12月 12.6% 平成21年1月 12.7%

- また、「Ⅲ 生活保護制度における子どもの健全育成のための支援（案）について」のとおり、被保護世帯の子どもに対する教育支援として、子どもの学習支援のための給付（仮称）を創設することとしている。
- これらを踏まえ、平成21年度補正予算案においては、当初予算に654億円を追加計上しているところである。

○ 平成21年度予算の状況

	21年度当初予算額	21年度補正後 予算額（案）	増額
保護費負担金	2兆585億円	2兆1,239億円	654億円

VI 実施体制の強化について

1 現業員等の配置の拡充について

- 現下の雇用失業情勢の中、増加している相談者や被保護者に対して適正な保護の実施等を行うためには、適切な職員配置による実施体制の強化が重要である。
- 厚生労働省では、保護の実施機関における必要な職員の確保を図るため、平成21年度の普通交付税の算定について、被保護世帯数から配置すべき標準を示した社会福祉法に基づく職員配置数とするよう要望したところである。その結果、平成21年度から、標準的な条件を備えた町村部人口20万人の道府県につき1名分、市部人口10万人の市につき2名分の増員が認められたところである。
- 各都道府県等におかれては、保護の実施機関において、現業員の配置に当たって地域の実情に即したものとするよう十分配慮されたい。

2 自立支援のための専門職員の配置の促進について

- 生活保護制度において、自立の助長は最低生活の保障とともに制度の目的である。
- このため、生活保護制度では、保護の実施機関において、被保護世帯の自立を助長するため、自立支援プログラムを策定・実施し、日常生活を送るための支援、就労のための支援、母子世帯に対する自立支援等を実施しているところである。そのために必要な専門職員の配置については、セーフティーネット支援対策等事業費補助金の対象としているところであるので、より積極的な活用を図られたい。

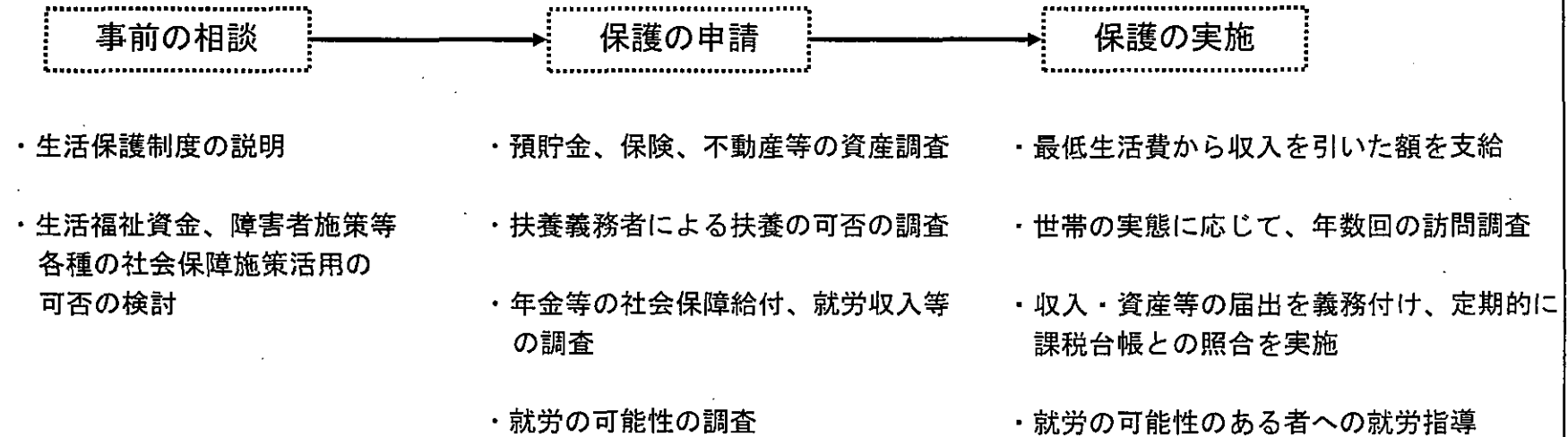
- 今般、平成21年度補正予算案において、生活保護制度における子どもの健全育成のための支援として、福祉事務所に専門相談員を配置し、生活保護世帯の子どもの日常生活習慣の指導や進学相談を行う事業を新たにセーフティネット支援対策等事業費補助金の対象事業としているところである。
 - さらに、平成21年度当初予算において制度化した「就労意欲喚起等支援事業」について事業計画を見直し、すべての対象者について本年度から実施できるよう、事業に必要な所要額を追加計上しているため、積極的に事業に取り組まれない。
- 3 「生活保護制度円滑実施支援事業」の活用について
- 最近の雇用失業情勢の中、被保護人員の伸び率は増加傾向を示しているが、これに伴う福祉事務所の生活保護関係の事務量の増加に対応するため、内閣府の「雇用促進創出事業」(平成20年度第2次補正予算：基金事業)において、生活保護関係事務を補助する非常勤職員の雇い上げ事業を対象事業の一つとしているところである。
 - 各都道府県等におかれては、保護の実施機関の状況を踏まえ、当該基金事業の積極的な活用に努めていただきたい。

生活保護制度円滑実施支援事業

(事業概要)

最近の雇用情勢の悪化によって、生活保護受給者は増加傾向を示しており、今後も一層その傾向が続くことが見込まれる。これに伴う福祉事務所における生活保護に係る事務量の増加に対応するため、各自治体において、生活保護関係事務を補助するための非常勤職員を雇い上げるもの。

○生活保護事務の流れ



【非常勤職員による支援(例示)】

- 金融機関等関係先調査の事務補助
- 保護台帳やケース記録の管理
- 医療レセプト及び介護レセプトの整理及び資格審査 等

社会福祉施設等の耐震化等の整備

火災発生や地震発生時に自力で避難することが困難な方が多く入所される社会福祉施設等の安全・安心を確保するため、都道府県に基金を造成するなどによって、耐震化及びスプリンクラー等の整備を促進する。

耐震化整備

昭和56年以前の建物は、大きな地震に耐えられない可能性が高いと言われており、従来、老朽施設等の耐震化整備の優先採択を行うなど、その整備の促進を図ってきたが、入所者の防災対策を一層進める観点から、耐震化整備を図る。

スプリンクラー整備

消防法施行令の一部改正に伴い、主として要介護状態にある方又は重度の障害者等が入所される施設で延べ275㎡以上の施設は、スプリンクラーの設置が義務づけられたことから、防火安全対策の観点から、スプリンクラー整備を図る。

地上デジタル放送への対応

地上アナログ放送から地上デジタルへの移行にあたって、地上デジタル放送が生活に不可欠な地震・火災などの緊急情報を提供しており、自力で避難することが困難な方々が多く生活される社会福祉施設等の防火・防災対策に万全を期するため、地上デジタル放送を視聴するために新たに必要となる機器整備に要する費用を補助する。

※補助率1/2のほか、耐震化及びスプリンクラー整備については、地方負担の軽減措置（地域活性化・公共投資臨時交付金（内閣府）を活用）、（独）福祉医療機構融資の融資率及び貸付利率の優遇等を図る。

社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金の概要

1 目的

火災発生や地震発生時に自力で避難することが困難な方々が多く入所する社会福祉施設等の安全・安心を確保するため、社会福祉施設等の耐震化及びスプリンクラー整備を促進することを目的とする。

2 交付金の規模

平成21年度補正予算額（案） 1,062億円

3 交付金の交付先

交付金は都道府県に対し、その申請に基づき交付する。
なお、交付金は、補助金等適正化法の適用の対象とする。

4 基金の設置主体

都道府県

5 交付金事業の実施

交付金は、平成21年度中に基金を造成することを目的として交付し、造成された基金を活用して、平成23年度末まで支出することができるものとする。

6 交付対象事業

国から交付された交付金の財源を活用し、特別対策事業を実施するため都道府県に基金を造成する。

ア 耐震化整備事業

地震発生時に自力で避難することが困難な方々が多く入所する社会福祉施設の安全・安心を確保するため、社会福祉施設の耐震化整備を促進する。

【補助率】 国1/2、都道府県等1/4、設置者1/4

【対象施設】 社会福祉法人等が設置する障害者支援施設、児童養護施設、救護施設 等

イ スプリンクラー整備

消防法施行令の一部改正に伴い、火災発生時自力で避難することが困難な人が多く入所する社会福祉施設について、スプリンクラーの設置が義務づけられたことから、社会福祉施設に入所している方々の安全を確保するため、スプリンクラー整備を図る。

【補助率】 国1/2、都道府県等1/4、設置者1/4

【対象施設】 社会福祉法人等が設置する社会福祉施設で消防法施行令の改正に伴い設置が義務づけられた障害者支援施設(主として障害の程度が重い者が入所する施設)、知的障害児施設、乳児院、救護施設等及び設置義務はないが自力避難困難者がいる共同生活援助(グループホーム)、共同生活介護(ケアホーム) 等

独立行政法人福祉医療機構による融資の優遇

社会福祉施設等の耐震化整備及びスプリンクラー整備にかかる事業者負担分への融資について、融資率及び貸付利率の優遇等を図る。

- ・ 融資率の拡大(90%)
- ・ 当初5年間の利率の引き下げ(財投▲0.5%) 等

社会福祉施設等設備整備費補助金の概要

1 目的

平成23年7月の地上デジタル放送への完全移行を踏まえ、社会福祉施設等の生活に必要な不可欠な地震・火災などの緊急情報が得られるよう、地上デジタル放送を視聴できる環境を整備し、もって、社会福祉施設等の安全・安心を確保することを目的とする。

2 事業内容

地上デジタル放送が生活に不可欠な地震・火災などの緊急情報を提供しており、自力で避難することが困難な方々が多く生活される社会福祉施設等の防火・防災対策に万全を期するため、地上デジタル放送を視聴するために必要となる設備を補助するものである。

3 予算額 平成21年度補正予算額（案） 113億円

4 対象施設

入所・通所系の社会福祉施設（保護施設等、障害関連施設、老人関連施設、児童関連施設）

※ただし、公立施設を除く。

5 補助対象

デジタルテレビ、デジタルチューナー、アンテナ工事費

6 補助率

国 1/2 設置者 1/2